平成２３年（フ）第２０４０号
横浜市保土ケ谷区仏向町1348番地の１
破産者　株式会社東海エージェンシー
１　決定年月日　平成23年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５６６号
横浜市港北区綱島東５丁目９番15号
破産者　株式会社エフツー
１　決定年月日　平成23年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７３３号
岐阜県各務原市蘇原清住町２―12　酒井利通方、開始決定時の住所岐阜市加野１丁目18番10号
破産者　酒井　久志
１　決定年月日　平成23年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１３３号
静岡市葵区瀬名４丁目10番13号
破産者　有限会社海野金型製作所
１　決定年月日　平成23年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第１０１号
香川県高松市六条町1035番地
破産者　太田五十七
１　決定年月日　平成23年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成１９年（フ）第７５号
愛媛県宇和島市吉田町浅川182番地１
破産者　山本真珠有限会社
１　決定年月日　平成23年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第３３２号
高知市帯屋町１丁目10番16号
破産者　有限会社トランスアクト
１　決定年月日　平成23年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３３３号
高知市帯屋町１丁目７番19号
破産者　Ｈ＆Ａ合同会社
１　決定年月日　平成23年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４８号
宮崎市新城町22番地
破産者　株式会社楠金屋
１　決定年月日　平成23年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２７３号
宮崎市清武町加納甲3004番地134
破産者　水野　数美
１　決定年月日　平成23年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２３４号
沖縄県沖縄市字古謝1189番地
破産者　又吉さとみ
１　決定年月日　平成23年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１２号
長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢東21番地15、住民票上の住所長野県安曇野市穂高柏原3418番地12
破産者　臼井　敏子
１　決定年月日　平成23年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第３８９号
山梨県甲府市屋形２丁目２番33号
破産者　市川　幸男
１　決定年月日　平成23年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３９０号
山梨県甲府市屋形２丁目２番33号
破産者　市川　幸治
１　決定年月日　平成23年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４１４号
鹿児島県鹿児島市魚見町150番地２
破産者　髙山　　学
１　決定年月日　平成23年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１１８号
青森県黒石市大字前町44番地２
破産者　岡崎　城盟
１　決定年月日　平成23年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第９号
さいたま市浦和区木崎４丁目20番６号　下木崎ハイツ303号
破産者　北城　　實
１　決定年月日　平成23年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１０３９号
埼玉県所沢市大字山口5216番地の２　105―１―205上田純子方
破産者　上田　三郎
１　決定年月日　平成23年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１０４０号
埼玉県所沢市大字山口5216番地の２　105―１―205上田純子方
破産者　上田眞知子
１　決定年月日　平成23年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２３５号
さいたま市浦和区常盤10丁目８番５号　ボヌール常盤503号
破産者　横山　則男
１　決定年月日　平成23年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係